

大洗町スズメバチ等駆除費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の安全な生活環境の確保を図るため、スズメバチ等の巣及びスズメバチ等（以下「スズメバチ等」という。）の駆除について、大洗町スズメバチ等駆除費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「スズメバチ等」とは、スズメバチ類、ミツバチ類及びアシナガバチ類をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる者で、スズメバチ等の駆除を町内業者に依頼する者とする。

- (1) 町内において土地又は建物を所有し、管理し、又は占有する者で、当該土地又は建物内に営巣したスズメバチ等を駆除しようとする者
- (2) スズメバチ等が営巣している町内に存する土地又は建物に隣接する建物に居住する者で、当該土地又は建物の所有者等からスズメバチ等の駆除に関する事項の委任を受けた者
- (3) 所有者又は管理者の特定が困難である町内に存する土地又は建物に営巣しているスズメバチ等を駆除しようとする者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、スズメバチ等の駆除に要した費用の2分の1の額とし、20,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に交付する場合にあっては、スズメバチ等の駆除に要した費用として、40,000円を限度に補助するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯の世帯主
- (2) 前条第3号に規定する者

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スズメバチ等駆除費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、スズメバチ等駆除費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第7条 前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スズメバチ等駆除変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) スズメバチ等の駆除の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。
- (2) スズメバチ等の駆除を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の申請があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(交付請求書)

第8条 補助事業者は、スズメバチ等の駆除を完了し、補助金の交付を受けようとするときは、スズメバチ等駆除費補助金交付請求書(様式第4号)に関係書類を添えて当該駆除を完了した日の属する年度内に町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の請求を受けたときは、補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、町長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類等の保存)

第11条 補助事業者は、補助金の交付に関する関係書類を当該補助金の交付後、5年間整理保存しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。